

奈良県告示第三百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和六年一月二十三日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
治村 寛信	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	眼科（視覚障 害）	令和五年十 二月十八日
掛樋 善明	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経内科（ 視覚障害）	令和五年十 二月十八日
古家一 洋平	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経外科（ 視覚障害）	令和五年十 二月十八日
大前 隆志	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	小児科（じん 臓機能障害）	令和五年十 二月二十六 日
明石 泰典	近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二 四八番地	泌尿器科（じ ん臓機能障害）	令和五年十 二月二十六 日

（次頁に続く。）

古家一洋平	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	脳神経外科（ 聴覚障害、平 衡機能障害、 音声・言語機 能障害）	令和五年十 二月二十七 日
-------	------------------	-----------------	--	---------------------